

共同体メカニズム研究学会

個人情報取り扱いルール

（目的）

第一条 この取り扱いルールは、本学会が保有する個人情報について適正な取り扱いを確保する事を目的とします。

（責務）

第2条 本学会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」と言う。）等を遵守すると共に、自治会活動において個人情報の保護に努めます。

（周知）

第3条 本学会は、この個人情報取り扱い方法を、総会や学会イベントで個人情報を取得する際に印刷物を提示することなどで周知します。

（管理者）

第4条 本学会における個人情報の管理者は会長とします。

（取扱者）

第5条 本学会における個人情報の取扱者とは、役員（会長、理事）および役員から依頼を受けて学会活動を支援する者とします。

（秘密保持義務）

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることが出来た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

（個人情報の取得）

第7条 本会は、会員、入会を希望する者、イベントなどの学会情報を受け取ることを希望する者から書面（メール等の電子的な方法を含む）で受理する事により、個人情報を取得します。

（利用）

第8条 本学会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動に際して利用します。

- （1）学会イベント（総会、講演会など）の案内の送付
- （2）会員名簿の作成
- （3）会費の請求、管理、その他文書の送付など

（管理）

第9条 個人情報の管理者・取扱者は、取得した個人情報を適正に保管するとともに、不要となった場合に適正かつ速やかに復元不可能な状態にて廃棄します。

(提供)

第10条 個人情報とは、次にあげる場合を省き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を省く）に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合。
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要な場合。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた物が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 個人情報の管理者・取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所を省く）に提供した時は、法第 25 条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存します。

(開示)

第12条 会員は、第 7 条の規定の基づき提供した会員本人の個別情報について個人情報の管理者に対し開示を要求することが出来ます

2 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について要求があったとき、法第 28 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第13条 会員は、第 7 条に基づき提供した会員本人の個人情報について、訂正を求める事が出来ます。

2 前項の請求があった場合、個人情報の管理者は該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配布されている名簿等については、訂正について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第14条 個人情報の取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(附則)

この内規は理事会承認により 2025 年 10 月 11 日から施行します。